

8月号

2013(平成25)年
8月1日発行
NO.95

速報! 市民満足度調査・集計結果

利用してますか? 国民健康保険高額療養費制度・P4~5

市職員・消防職員を募集します・P8

『特別警報』が始まります・P11

花火大会のお知らせ・P18



杵築市景観計画に基づく 新しい届出制度がはじまります!

杵築市では、良好な景観を守り育てるため、景観法に基づく「杵築市景観計画」を策定し、平成25年4月1日から「杵築市景観条例」が施行されました。

平成25年10月1日以降、市内において一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、その他開発行為等を行おうとする場合は、30日前までに届出が必要となります。

■届出が必要な区域

届出が必要な区域(景観計画区域)は、市全域(地先公有水面を含む)です。

■届出が必要な行為と対象規模

対象となる行為		規 模	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以上のもの 	○高さ10m超のもの、又は延べ面積500m ² 超のもの	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以上のもの 	a.擁壁など b.塔状工作物 c.遊戯施設 d.製造施設・貯蔵施設・処理施設など	○高さ5m超のもの ○高さ10m超のもの
開発行為、土石類の採取、宅地の造成その他の土地の地質の変更		○面積1,000m ² を超えるもの	
木竹の伐採		○行為に係る土地の面積の合計が500m ² を超えるもの	
屋外における土砂、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵		○面積1,000m ² を超えるもの	
外観照明の新設・改設		○届出対象となる建築物・工作物の外観に設置する照明	

※都市計画法に基づく「地区計画」が定められている「城下町地区」においては、建築物の建築等、工作物の新設等、外観照明の新設等については、地区計画の基準が適用されるため、景観法に基づく届出等の適用は除外されます。

※上記の他にも届出の適用除外となる行為があります。詳しくは市までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 杵築市役所建設課(☎0978-62-3131)

編集・発行 大分県杵築市役所市長政策課 電話0978-62-3131 印刷 有限会社三晃堂印刷



この広報誌は再生紙を使用しています。

広報きつき <<< 平成25年8月号 <<<